

平成18年5月12日

各 位

会社名 世紀東急工業株式会社  
代表者名 取締役社長 奥澤靖司  
(コード番号 1898 東証第1部)  
問合せ先 総務人事部長 菊地 隆  
TEL (03) 3434 - 3345

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第57回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに関係政省令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

当社に設置する機関について、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨を規定するため、第4条を新設するものであります。

株券を発行する旨を規定するため、第7条を新設するものであります。

単元未満株式について行使することができる権利について規定するため、第10条を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の情報をインターネットにより開示することを可能とするため、第16条を新設するものであります。

取締役会をより機動的・効率的に運営するため、第25条を新設し、取締役会の決議を書面または電磁的方法により行うことができる旨を規定するものであります。

社外監査役としてふさわしい人材の招聘を容易にするため、第37条第2項を新設し、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨を規定するものであります。

株主総会における代理人による議決権の行使について代理人の人数を規定するため、現行定款第16条第1項について所要の変更を行うものであります。

このほか、会社法施行に伴う用語および引用条文の変更等に伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 現行定款の規定を全般的に見直し、条文の整備ならびに字句の修正を行うとともに、規定の新設および削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、条数の繰り下げのみの変更につきましては、条文の記載を省略いたしております。  
(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
< 新 設 >	<u>第4条</u> <u>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は5億株とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式、1,240万株はB種優先株式とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数は全ての種類の株式につき1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿（以下「株主名簿等」という）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第9条 株主（実質株主を含む。以下同じ）登録質権者および信託財産の受託者またはその法定代理人は、<u>氏名、住所ならびに印鑑を当</u></p>	<p style="text-align: center;">3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は5億株とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式、1,240万株はB種優先株式とする。</p> <p>第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 当社は<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は全ての種類の株式につき1,000株とする。</u> 当社は第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>社名義書換代理人に届出るものとする。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p><u>外国に住所を有する株主、登録質権者および信託財産の受託者は、日本国内に在住する代理人を定め、前項に準じて届出るものとする。</u></p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>第2章の2 優先株式</p>	<p>第2章の2 優先株式</p>
<p>第11条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という）またはA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. 当社は、<u>株主に配当すべき利益をもって、または分配可能額の範囲で、平成20年10月1日以降、いつでもA種優先株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(2) 当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、<u>配当すべき利益をもって、または分配可能額の範囲で、A種優先株式を強制消却（取得を含む）することができる。</u></p> <p>(3) 買受価額または強制消却の対価は、A種優先株式1株につきその発行価額に100分の105を乗じた金額とする。</p> <p>4. A種優先株主は、平成18年7月1日以降平成28年7月31日までの間において、毎年</p>	<p>第12条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. 当社は、<u>法令で定める分配可能額（以下「分配可能額」という）の範囲で、平成20年10月1日以降、いつでも、法令の手に従いA種優先株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(2) 当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、<u>分配可能額の範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、A種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議による。</u></p> <p>(3) 買受価額または前号の取得の対価は、A種優先株式1株につきその発行価額に100分の105を乗じた金額とする。</p> <p>4. A種優先株主は、平成18年7月1日以降平成28年7月31日までの間において、毎年</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7月1日から7月31日までの間(以下「償還可能期間」という)、各償還可能期間開始時点の最終<u>営業</u>年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部の償還(取得を含む)を請求することができる。ただし、分配可能額は最終<u>営業</u>年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を分配可能額から控除した金額とする。</p> <p>6. 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、「強制転換基準日」という)をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く。以下、「強制転換価額」という)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、強制転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。この場合、強制転換価額が(ア)A種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るとき、または(イ)当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を(ア)の場合当該上限転換価額で、(イ)の場合当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法第220条</u>に定める方法によりこれを取扱う。</p> <p>7. (2)当会社は、株主に<u>新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権</u>を与えるときは、各々の場合に応じて、A種優先株主にはA種優先株式の<u>新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権</u>を同時に同一の割合で与える。</p> <p>第11条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当会社は、<u>株主に配当すべき利益をもって、または分配可能額の範囲で、いつでもB種優先株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(2)当会社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、<u>配当すべき利益をもって、または分配可能額の範囲で、B種</u></p>	<p>7月1日から7月31日までの間(以下「償還可能期間」という)、各償還可能期間開始時点の最終<u>事業</u>年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」(以下『<u>「分配可能額」</u>』という)から2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部の償還(次号に定める償還価額の交付と引換に<u>当該株式を取得することをいう</u>)を請求することができる。ただし、<u>「分配可能額」</u>は最終<u>事業</u>年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を<u>「分配可能額」</u>から控除した金額とする。</p> <p>6. 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、「強制転換基準日」という)をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く。以下、「強制転換価額」という)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、強制転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。この場合、強制転換価額が(ア)A種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るとき、または(イ)当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を(ア)の場合当該上限転換価額で、(イ)の場合当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条</u>に定める方法によりこれを取扱う。</p> <p>7. (2)当会社は、株主に<u>募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を与えるときは、各々の場合に応じて、A種優先株主にはA種優先株式の<u>募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を同時に同一の割合で与える。</p> <p>第12条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当会社は、分配可能額の範囲で、いつでも、<u>法令の手にしたがいいB種優先株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(2)当会社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、<u>B種優先株式の全部または一部</u>を取得</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>優先株式を強制消却(取得を含む)することができる。</p> <p>(3)買受価額または強制消却の対価は、B種優先株式1株につきその発行価額に100分の105を乗じた金額とする。</p> <p>2. 第11条の2第1項、第2項、第5項、第6項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録質権者」は「B種優先登録質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議による。</p> <p>(3)買受価額または前号の取得の対価は、B種優先株式1株につきその発行価額に100分の105を乗じた金額とする。</p> <p>2. 第12条の2第1項、第2項、第5項、第6項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>第11条の5 第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	<p>第12条の5 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。</p>	<p>第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第14条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第13条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、取締役社長差支えあるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第15条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>— 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第14条 総会の議長は取締役社長がこれにあたり、取締役社長差支えあるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第16条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第15条 総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第17条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第16条 株主は議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p>第18条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第17条 <u>総会の議事については議事録を作成し、議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名のうえ、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 当会社に取締役24名以内を置く。</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議により、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>— <u>前項のほか取締役会の決議により、取締役会長および取締役副会長各1名を選任することができる。</u></p> <p>— <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを選任する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>— <u>代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行する。ただし、日常の業務については取締役会の決議を要しない。</u></p> <p>第22条 <u>取締役会は取締役をもって組織し、法令または定款に定める事項その他重要な業務の執行を決定する。</u></p> <p>— <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長差支えあるときは取締役社長がこれにあたり、取締役社長差支えあるとき</u></p>	<p>る。</p> <p>株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 当会社の取締役は24名以内とする。</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 &lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>— <u>取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>第23条 &lt; 削 除 &gt;</p> <p>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>は、取締役会の決議に基づきあらかじめ定め た順序により他の取締役がこれにあたる。</u>  <u>&lt; 新 設 &gt;</u></p> <p>— <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役および各監査役にこれを発する。た だし、緊急の場合はこれを短縮することがで きる。</u>  <u>&lt; 新 設 &gt;</u></p> <p><u>&lt; 新 設 &gt;</u></p> <p><u>&lt; 新 設 &gt;</u></p>	<p>— <u>取締役会長に欠員または事故があるときは 取締役社長が、取締役社長に事故があるとき は、取締役会においてあらかじめ定めた順序 に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議 長となる。</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u></p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役および各監査役に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、これを短縮 することができる。</u></p> <p>— <u>取締役および監査役の前員の同意がある ときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催 することができる。</u></p> <p>第25条 <u>当社は会社法第370条の要件を充たし たときは、取締役会の決議があったものとみ なす。</u>  <u>&lt; 削 除 &gt;</u></p>
<p>第23条 <u>取締役会の議事については議事録を作成し、 議事録には議事の経過の要領およびその結 果を記載または記録して、出席した取締役お よび監査役が記名押印または電子署名し、1 0年間本店に備え置く。</u>  <u>&lt; 新 設 &gt;</u></p>	<p>第26条 <u>取締役会に関する事項は法令または本定款 のほか、取締役会において定める取締役会規 程による。</u></p>
<p>第24条 <u>取締役の受ける報酬は、株主総会の決議をも ってこれを定める。</u></p>	<p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益（以下 「報酬等」という）は、株主総会の決議によ って定める。</u></p>
<p>第26条 <u>当社は、商法第266条第12項の規定に より、取締役会の決議をもって、同条第1項 第5号の行為に関する取締役（取締役であ ったものを含む。）の責任を法令の限度にお いて免除することができる。</u>  <u>当社は、商法第266条第19項の規定に より、社外取締役との間に、同条第1項第5 号の行為による賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、法令が規定す る額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第29条 <u>当社は会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる取締役（取 締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によ って免除することができる。</u>  <u>当社は会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は、法令が規定する額とす る。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第27条 <u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p> <p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任については、総株主の議決権の</u></p>	<p>第30条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使すること</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p><u>ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時までとする。</u></p>	<p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第30条 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第33条 監査役会は<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第31条 <u>監査役会は監査役をもって組織し、法令に定める権限を有するほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u> — <u>監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。</u> — <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第34条 &lt; 削 除 &gt;  &lt; 削 除 &gt;  監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要があるときは、これを短縮することができる。</u> — <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第32条 <u>監査役会の議事については議事録を作成し、議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載または記録して、出席した監査役が記名押印または電子署名し、10年間本店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;  第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第33条 監査役の受ける報酬は、株主総会の決議を<u>もってこれを定める。</u></p>	<p>第36条 監査役の報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第34条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第37条 当社は<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> — <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 当社の営業年度は4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>第38条 当社の事業年度は<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>第36条 <u>当社の利益金は法令に別段の定めあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>第37条 <u>利益配当金は、毎決算期日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u>  <u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に行うことができる。</u></p>	<p>第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第40条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>第38条 <u>利益配当金または中間配当金は、支払確定の日から満三年を経過しても受領されないときは、その配当金は当会社に帰属する。</u></p>	<p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満三年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p>第39条 <u>A種優先株式およびB種優先株式の転換請求または一斉転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換請求または一斉転換が4月1日から翌年3月31日までの間になされたときは4月1日にそれぞれ転換があったものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）  
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上